

被害者が安心して学校に通える いじめ対応を！

2023年9月 町田市議会一般質問

いじめによる不登校件数と出席停止の措置の状況

- 令和3年の小中学校の出席停止は全国で4件。
- 対して、いじめが主たる理由で不登校となっている子どもは、小中学校合わせて449名。

3. 出席停止の状況

① 出席停止の措置件数

	措置件数	(前年度)
小学校	1件	(0件)
中学校	3件	(4件)
計	4件	(4件)

② 出席停止の期間は、7～13日が2件、21日以上が2件。

			不登校児童生徒数	学校に係る状況	
				いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題
公立	小学校	主たるもの (人)	80,825	228	4,944
公立	小学校	主たるもの (%)	***	0.3	6.1
公立	小学校	主たるもの以外にも当てはまるもの (人)	***	107	2,998
公立	小学校	主たるもの以外にも当てはまるもの (%)	***	0.1	3.7
公立	中学校	主たるもの (人)	157,019	221	18,083
公立	中学校	主たるもの (%)	***	0.1	11.5
公立	中学校	主たるもの以外にも当てはまるもの (人)	***	122	7,038
公立	中学校	主たるもの以外にも当てはまるもの (%)	***	0.1	4.5

令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について より

出席停止が必要となった際の手続きの流れ、学校や教委、そのほか連携機関の役目は？

- 出席停止の対応が必要となったときにスムーズに対応できるよう、手続きの流れ、各機関の役目を分かりやすくまとめておくことはできないか。

出席停止制度の運用の在り方について より

(1) 事前の説明等

学校においては、保護者等の全体に対して、生徒指導に関する基本方針等について説明を行う時など適切な機会をとらえて、出席停止制度の趣旨に関する説明を行い、適切な理解を促すことが望ましい。

なお、深刻な問題行動を起こす児童生徒については、個別の指導記録を作成し、問題行動の事実関係や児童生徒及び保護者に対する指導内容を事実即して記載しておくことが適当である。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/013.htm

6 教育委員会規則の整備等

出席停止の措置は、学校教育法の規定に直接基づいて行うことができるが、今回の法改正では、出席停止の命令の手続に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるものとされたところであり（第3項）、出席停止の適正な運用を図る観点から、その施行日（平成14年1月1日）までに、以下の点に留意して所要の教育委員会規則を整備するなど適切な対応をとる必要がある。規則の整備の在り方としては、市町村立学校管理規則の一部を改正する方法、又は、出席停止の手続に関する規則を新たに制定する方法などが考えられる。

(1) 規定する事項

手続に関する規則の整備に当たっては、出席停止を命ずる主体等に関する基本的な定めのほか、出席停止を命ずる場合、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない旨の規定を設ける必要がある。なお、前記1（2）のとおり、市町村教育委員会の権限と責任において措置を決定し、命令を行うことが望ましいことから、出席停止を命ずる権限を校長に委任することや、校長の専決によって出席停止を命ずることができるように規定することは、慎重である必要がある。

このほか、出席停止の手続に関しては、市町村教育委員会の判断により、例えば以下のような規定を設けることも考えられる。

- ① 保護者からの意見聴取の具体的な方法に関する規定
- ② 当該児童生徒からの意見聴取に関する規定
- ③ 被害者である児童生徒や保護者への対応に関する規定
- ④ 出席停止の期間の設定の在り方に関する規定
- ⑤ 交付文書の記載内容や様式を定める規定
- ⑥ 校長からの意見具申に関する規定
- ⑦ その他出席停止の手続に関する必要な規定

また、これらの手続に関する事項のほか、市町村教育委員会の判断により、出席停止の要件、期間中の支援の在り方などに関する事項について教育委員会規則において規定することもできる。

(2) その他

市町村教育委員会又は学校が、学校教育法及び教育委員会規則の範囲内で、地域や学校の実情に応じ、出席停止制度の運用全般について、より具体的な運用指針や内規を整備することも考えられる。

1643530017:3017

- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

公立小31,218件、公立中4,689件

- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

公立小25,430件、公立中4,715件

- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

公立小47,742件、公立中7,768件

令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について より

		小学校	小学校	中学校	中学校	高等学校	高等学校	特別支援学校	特別支援学校	計	計
		件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
国立	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	1,952	60.9	458	66.0	10	66.7	37	56.9	2,457	61.8
国立	仲間はずれ、集団による無視をされる。	500	15.6	108	15.6	3	20.0	6	9.2	617	15.5
国立	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	949	29.6	69	9.9	0	0.0	24	36.9	1,042	26.2
国立	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	252	7.9	32	4.6	1	6.7	1	1.5	286	7.2
国立	金品をたかられる。	37	1.2	13	1.9	0	0.0	2	3.1	52	1.3
国立	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	211	6.6	33	4.8	0	0.0	3	4.6	247	6.2
国立	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	347	10.8	34	4.9	3	20.0	8	12.3	392	9.9
国立	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	146	4.6	89	12.8	3	20.0	4	6.2	242	6.1
国立	その他	289	9.0	32	4.6	0	0.0	3	4.6	324	8.1
国立	認知件数	3,204	***	694	***	15	***	65	***	3,978	***
公立	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	282,582	57.0	59,282	62.2	6,385	57.4	1,263	48.2	349,512	57.8
公立	仲間はずれ、集団による無視をされる。	61,127	12.3	8,949	9.4	1,615	14.5	183	7.0	71,874	11.9
公立	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	124,059	25.0	13,669	14.3	833	7.5	625	23.8	139,186	23.0
公立	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	31,218	6.3	4,689	4.9	315	2.8	181	6.9	36,403	6.0
公立	金品をたかられる。	4,393	0.9	781	0.8	243	2.2	40	1.5	5,457	0.9
公立	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	25,430	5.1	4,715	4.9	541	4.9	102	3.9	30,788	5.1
公立	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	47,742	9.6	7,786	8.2	695	6.2	343	13.1	56,566	9.3
公立	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	9,264	1.9	9,458	9.9	2,003	18.0	205	7.8	20,930	3.5
公立	その他	21,907	4.4	3,229	3.4	837	7.5	220	8.4	26,193	4.3
公立	認知件数	496,094	***	95,263	***	11,129	***	2,623	***	605,109	***
私立	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	844	66.5	1,000	61.6	1,014	69.5	9	49.0	3,077	69.5

「犯罪行為」となる事案に関して分かりやすく情報提供を！

- 令和5年2月7日、文科省よりいじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底についてが発出され、犯罪である行為を19例示している。
- 子どもにも分かりやすい例示であり、この19の例示をイラストなどを用いて市内の小中学生や保護者に配布してはどうか。

(別紙1) 学校において生じる可能性がある犯罪行為等について

1. 警察への通報・相談に係る基本的な考え方

- 学校や教育委員会においていじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要。
- いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要。

2. 学校において生じる可能性がある犯罪行為等

以下の「事例」は過去にあった事案を踏まえたものであり、刑罰法規に対応した具体例を示すことで理解を深めるためのものである。個々の事案について、警察へ相談・通報すべきか否かは、記載されている事例を参考にして、上記1. の考え方に基づいて判断することが必要である。

いじめの態様(※)	刑罰法規及び事例	
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例：同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
	傷害 (刑法第204条)	第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例：顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	暴行 (刑法第208条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例：プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	強要 (刑法第223条)	第223条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前2項の罪の未遂は、罰する。 事例：断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる。

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_ijime_boushi_kaigi/pdf/tuuchi.pdf

2023年9月 町田市議会議員 矢口まゆ